



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） …… 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉・援護課） …… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉・援護課） …… 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） …… 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課） …… 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課） …… 5
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） …… 5
- 区営土地改良事業施行の認可（村づくり計画課） …… 5
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） …… 6
- 市営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） …… 6
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） …… 6
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課） …… 6
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） …… 7
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） …… 7

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） …… 8

訓 令

- 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（障害保健福祉課） …… 8

人事委員会事項

- 平成23年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則 …… 9

告 示

沖縄県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年 2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あはごん歯科	糸満市字潮平771番地2花城アパート1F	平成22年10月8日
浦添訪問看護ステーション伊祖	浦添市伊祖一丁目32番2号みやぎマンション101	平成22年11月1日
たいよう薬局	宜野湾市伊佐二丁目14番7号	平成22年11月1日
おくま眼科	沖縄市高原七丁目28番1号	平成22年11月1日

たいようのクリニック	名護市大西三丁目15番1号	平成22年11月1日
伊波クリニック	うるま市石川伊波431番地	平成22年11月1日
みのり内科クリニック	うるま市石川2408番地	平成22年11月1日

沖縄県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いとまんシャトー指定訪問介護センター	糸満市字大里927番地2	いとまん指定訪問介護センター	いとまんシャトー指定訪問介護センター	平成22年4月1日

2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いとまんシャトー指定通所介護センター	糸満市字大里927番地2	いとまん指定通所介護センター	いとまんシャトー指定通所介護センター	平成22年4月1日

3 短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いとまんシャトーショートステイ	糸満市字大里927番地2	いとまんショートステイ	いとまんシャトーショートステイ	平成22年4月1日

4 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いとまんシャトー指定居宅介護支援センター	糸満市字大里927番地2	いとまん指定居宅介護支援センター	いとまんシャトー指定居宅介護支援センター	平成22年4月1日

5 介護老人福祉施設

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
特別養護老人ホームいとまんシャトー	糸満市字大里927番地2	特別養護老人ホームいとまん	特別養護老人ホームいとまんシャトー	平成22年4月1日

6 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いとまんシャトー指定訪問介護センター	糸満市字大里927番地2	いとまん指定訪問介護センター	いとまんシャトー指定訪問介護センター	平成22年4月1日

7 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いとまんシャトー指定通所介護センター	糸満市字大里927番地 2	いとまん指定通所介護センター	いとまんシャトー指定通所介護センター	平成22年 4月 1日

8 介護予防短期入所生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いとまんシャトーショートステイ	糸満市字大里927番地 2	いとまんショートステイ	いとまんシャトーショートステイ	平成22年 4月 1日

沖縄県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成23年 2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
ふれあいケアマネジメント	那覇市字上間372番地	平成22年12月 1日

沖縄県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年 2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
あはごん歯科	糸満市字阿波根1556番地 1	平成22年10月 8日
たいようのクリニック	名護市大西三丁目15番 1号	平成22年10月31日
たいよう薬局	宜野湾市伊佐二丁目 5番 6号	平成22年11月 1日
おくま眼科	沖縄市高原七丁目28番 1号	平成22年11月 1日
伊波クリニック	うるま市石川伊波431番地	平成22年11月 1日
みのり内科クリニック	うるま市石川2408番地	平成22年11月 1日
西崎なかまクリニック	糸満市西崎六丁目12番 1号	平成22年12月 1日

沖縄県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションふたふぁ	中城村字南上原732番地	平成22年11月1日

2 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地3F	平成22年12月13日

3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
調剤薬局クオレ	那覇市天久2丁目28番24号	平成22年12月3日

4 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスみはら	うるま市みどり町四丁目14番4号TOPビル2	平成22年10月1日
りゅうしん大東指定通所介護事業所	名護市大東三丁目20番14号	平成22年11月1日
宮古島中央通所介護事業所	宮古島市平良字下里1151番地6	平成22年11月17日
デイサービスふくとく	北中城村字仲順375番地1	平成22年12月1日

5 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地3F	平成22年12月13日

6 小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ちゅら島小規模多機能型居宅介護事業所	八重瀬町字東風平1348番地1	平成22年12月1日

7 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションふたふぁ	中城村字南上原732番地	平成22年11月1日

8 介護予防訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地3F	平成22年12月13日

9 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
調剤薬局クオレ	那覇市天久2丁目28番24号	平成22年12月3日

10 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護予防デイサービスあいまーる	糸満市字潮平797番地6	平成22年11月1日
宮古島中央通所介護事業所	宮古島市平良字下里1151番地6	平成22年11月17日
デイサービスふくとく	北中城村字仲順375番地1	平成22年12月1日

11 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
リハビリテーションうるまの虹	うるま市字江洲602番地3F	平成22年12月13日

12 介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ちゅら島小規模多機能型居宅介護事業所	八重瀬町字東風平1348番地1	平成22年12月1日

沖縄県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
しおひらケアプランセンター	糸満市字潮平714番地2	平成22年11月1日
ケアプランふたふぁ	中城村字南上原732番地	平成22年11月1日
宮古島中央居宅介護支援事業所	宮古島市平良字下里1151番地6	平成22年11月17日

沖縄県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 糸満市山城土地改良区
- 2 認可年月日 平成23年2月2日

沖縄県告示第55号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 糸満市山城土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 山城地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）

3 認可年月日 平成23年2月2日

沖縄県告示第56号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 土地改良事業を行う者の名称 宜野座村

2 地区名及び事業名

(1) 地区名 松田地区

(2) 事業名 土地改良事業（農業用道路）

3 同意年月日 平成23年2月1日

沖縄県告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、市営土地改良事業計画の変更に次のとおり同意した。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 土地改良事業を行う者の名称 宮古島市

2 地区名及び事業名

(1) 地区名 仲子ク地区

(2) 事業名 土地改良事業（区画整理）

3 同意年月日 平成23年2月7日

沖縄県告示第58号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成23年2月15日から同年3月1日まで座間味村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 発起人の住所及び氏名 座間味村字座間味97番地 宮平安弘、座間味村字阿嘉56番地 中村利一

2 加入区 座間味加入区

3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 座間味村漁業協同組合

沖縄県告示第59号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年2月4日 沖縄県指令農第91号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 竹富町字西表東祖納2493番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位 (D.L.+2.10メートル) における公有水面と既設第1護岸との境界線、③の地点と④の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位 (D.L.+2.10メートル) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成21年の秋分の満潮位 (D.L.+2.10メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点(吉6)祖納(北緯24度23分33秒6905、東経123度44分37秒7402)から157度51分35秒913.05メートルの地点

②の地点 ①の地点から339度00分02秒74.92メートルの地点

③の地点 ②の地点から67度08分56秒11.19メートルの地点

④の地点 ③の地点から160度34分40秒70.22メートルの地点

ウ 面積 751.08平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(7) A区域 竹富町字西表東祖納2493番、772番29及び772番38の地内並びに同字西表東祖納2493番及び772番38の地先公有水面

(イ) B区域 竹富町字西表東祖納772番8、772番14及び772番17の地先公有水面

イ 区域

(7) A区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 四等三角点(吉6)祖納(北緯24度23分33秒6905、東経123度44分37秒7402)から155度34分48秒924.52メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から249度00分03秒128.51メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から339度00分03秒88.83メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から69度00分02秒128.51メートルの地点

(イ) B区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊼の地点と㊽の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊼の地点 四等三角点(吉6)祖納(北緯24度23分33秒6905、東経123度44分37秒7402)から163度43分41秒1177.17メートルの地点

㊾の地点 ㊼の地点から250度00分00秒65.00メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から340度00分00秒120.00メートルの地点

㊽の地点 ㊿の地点から70度00分00秒65.00メートルの地点

ウ 面積

A区域 11,415.40平方メートル

B区域 7,799.96平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第60号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村、伊江村、名護市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、うるま市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、浦添市、那覇市及び久米島町の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年2月10日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量(用地測量及び基準点測量)

沖縄県告示第61号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、うるま市江洲第二土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

役職名	氏 名	住 所
理事長	温井克吉	うるま市字江洲520番地21
副理事長	宮城誠助	うるま市字江洲358番地 8
理事	又吉永哲	うるま市字宮里24番地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年3月17日まで縦覧に供する。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年1月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人交流広場ハッピーハウス
- 3 代表者の氏名 知念榮保
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市普天間二丁目14番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「地域社会の発展は豊かな人間関係の構築が基盤である」という基本理念のもと、人間関係の循環による地域共同体の輪を広げ、互いに尊重しあい楽しく共生できる新しい社会の仕組みづくりを目指し、障がい児の自立に向けた支援活動をサポートする事業または地域文化交流事業等を行う事をもって、次世代の豊かな地域コミュニティの増進に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成23年3月30日まで縦覧に供する。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
- 3 代表者の氏名 上江田静江
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市高原七丁目34番29号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、軽度発達障害や心に傷を負った若年者に対して、生活支援から就労支援までを幅広く提供することを目的とする。

訓 令

沖縄県訓令第4号

福 祉 保 健 部

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年2月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程（平成18年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第8条第2項及び第3項中「職託医」を「嘱託医」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年2月15日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

平成23年4月1日における一般職員の昇給の号級数の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年2月15日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第1号

平成23年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第36条の規定に基づき、平成23年4月1日における特定職員（初任給等規則第35条第1項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成23年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例)

第2条 平成23年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給等規則第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）とする。ただし、平成22年4月1日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に初任給等規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成23年3月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員
- (2) 次項第3号に掲げる一般職員で各任命権者が昇給させることが相当でないとするもの
- 2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
 - (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（給与条例第7条第5項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、3号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、2号給）
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、1号給）
- 3 人事委員会の定める事由以外の事由によって平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間（当該期間の途中において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定による昇給の号給数が、平成23年4月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の級を異にする異動又は初任給等規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数と

する。

- 5 第2項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---